

新見市教育委員会 1月定例会 会議録 【 公 開 用 】

1 日 時 令和3年1月21日(木) 午後3時30分から

2 場 所 新見市役所南庁舎 1階会議室1A

3 出席委員の職・氏名

教 育 長	正 村 政 則
職務代理人	松 井 健 一
委 員	溝 尾 妙 子
委 員	長 谷 川 綾
委 員	三 上 ゆ み

4 欠席委員の職・氏名 なし

5 説明のため出席した者の職・氏名

教育部長	鹿 島 隆
教育総務課長	田 中 隆 博
学校教育課長	上 田 博 文
生涯学習課長	名 越 伸 明
教育総務課庶務係長	西 江 厚 子

6 記 録

午後3時30分 着 席

(令和3年1月21日(木) 午後3時30分から午後4時25分)

1 開 会

## 2 教育長あいさつ

## 3 前会会議録の承認

田中課長 (新見市教育委員会12月定例会会議録により、前会会議録の承認、議案3件、協議・報告3件等について説明を行う。)

正村教育長 前会会議録は承認と決し、次に教育長報告に移ります。

## 4 教育長報告

正村教育長 (就任以降の主な行事、会議等について報告を行う。)

それでは、事務局報告をお願いします。

## 5 事務局報告

各事務局員 (教育部長、学校教育課長、生涯学習課長、教育総務課長の順に報告を行う。)

正村教育長 それでは、「6 議事」に移ります。  
「議第1号」の説明をお願いします。

## 6 議 事

議第1号 令和2年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について

上田課長 議第1号 令和2年度要保護・準要保護児童生徒就学援助の承認について説明させていただきますので、資料をご覧ください。今回は、3世帯の小学生4名について追加申請がありました。資料の1ページに記載していますが、新見市就学援助規則第6条に準要保護の認定は、『その世帯の前年の所得額が生活保護基準額の1.5倍以下』とされているところであり、資料の2ページに数値を掲載していますが、160番から162番の世帯の方全て数値が1.5倍以下となっていますので認定が適切と考えています。ご承認をお願いします。以上です。

正村教育長 3世帯4名の追加申請があったということですが、3世帯とも全て基準に該当しているため認定するという判断ですが、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員 (無しの声)

正村教育長 無いようですので、議第1号は承認とします。  
次に、「議第2号」の説明をお願いします。

議第2号 指定学校変更申請の承認について

上田課長

議第2号 指定学校変更申請の承認について説明させていただきますので、資料の1ページをご覧ください。小学校3年生の1世帯で、転居しましたので指定校は転居後学区の小学校ですが、変更希望校は現小学校です。今年度は、すでに現小学校で人間関係を築いて生活しているため、今年度末まで引き続き就学させて欲しいという転居及び教育的事情による理由での申請です。以上です。

正村教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

松井職務代理者

この子の場合は、年度末までの指定校変更ですか。新年度になったら、指定校の転居後学区の小学校へ通うということですか。

上田課長

はい、そのとおりです。

松井職務代理者

その際には、手続き等をおこなうことなく自動的に指定校の小学校へとなるのでしょうか。それとも、今回指定校の変更届を提出しているため、取り下げの届を出すこととなるのでしょうか。

上田課長

指定校変更をおこなった者が学校が変わる場合には、「指定学校変更認定解除申請書」が必要となりますが、変更期間が満了したケースについては、当然指定校に戻ることで、改めて解除申請書を提出していただくことは想定していません。この子で考えられるのは、年度末となったが人間関係等でやはり現小学校へ通いたいという場合ですが、この際には、改めて継続申請書が必要となります。以前あったケースとしては、部活の関係で指定校変更の解除を希望され、認定期間よりも短くなることから解除申請書を提出してもらった事例があります。

松井職務代理者

分かりました。

正村教育長

外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

無いようですので、議第2号は承認とします。  
次に「議第3号」の説明をお願いします。

議第3号 新見市カヌー体験ハウス条例を廃止する条例について

名越課長

議第3号 新見市カヌー体験ハウス条例を廃止する条例について

説明をさせていただきます。新見市カヌー体験ハウスにつきましては、江道橋付近にある鉄骨造2階建てで、1階にカヌー50艇・パドル・ヘルメット・ライフジャケット等を保管しており、2階は着替え等が出来るスペースとして活用している建物です。このカヌー体験ハウスは、平成7年度にカヌーを通した市民スポーツの振興と健康増進を図ることを目的に整備されましたが、25年以上が経過し、社会情勢の変化や平成30年の西日本豪雨災害の際、川に土砂が堆積し航行区域が大幅に制限されたことで、この3年間は利用がない状況になっています。また、カヌー競技の特殊性もあることから、指導及び監視を新見市体育協会カヌー部の有資格者の方に依頼していましたが、平成30年5月にカヌー部も廃部となったことから運営を継続することが困難となりました。このため、今年度末をもって同施設を閉鎖することに伴う条例の廃止を3月議会に上程するものです。なお、施設については、江道町町内会が年2回程度の会合で2階部分を利用しているため、解体等はおこなわず集会施設としての機能は維持します。また、カヌー・ライフジャケット等の用具については、大佐源流公園に移管し、引き続き利用していただくこととしています。以上です。

正村教育長

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

三上委員

集会施設として、江道町町内会の方以外も利用することは出来るのですか。

名越課長

建設時の申し合わせ事項でもあったようですが、江道町町内会の方のみが現在利用しています。建物内にはトイレが無いこともあり、一般的に集会施設として利用することは難しいかと思われ、想定はしていません。

正村教育長

他への貸し出しは考えていないということですね。

名越課長

はい。

三上委員

わかりました。

正村教育長

外に委員の皆様から何かご質問がありますか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

それでは、議第3号については承認といたします。  
次に「議第4号」の説明をお願いします。

議第 4 号 新見市カヌー体験ハウス条例施行規則を廃止する規則について

名越課長

議第 4 号 新見市カヌー体験ハウス条例施行規則を廃止する規則について説明をさせていただきます。これは、先ほど説明しました新見市カヌー体験ハウス条例に付随する施行規則です。この規則は、休館日や使用申請許可等について規定しているものですが、新見市カヌー体験ハウス条例を廃止することに伴い、関連する規則を廃止するものです。以上です。

正村教育長

ただいまの報告について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

各委員

(無しの声)

正村教育長

それでは、議第 4 号については承認といたします。  
次に「協第 1 号」の説明をお願いします。

協第 1 号 令和 2 年度卒業式・令和 3 年度入学式の対応について

上田課長

令和 2 年度卒業式・令和 3 年度入学式の対応について説明をさせていただきます。資料 1 ページをご覧ください。これは 1 月 14 日(木)の校長会で指示を出したもので、卒業式の対応についてです。卒業式については、参加者を卒業生とその保護者及び教職員とし、在校生については資料の「2 会場」に記載している間隔をとることが出来るのであれば、校長の判断で参加できるという形にしています。式での歌唱・呼びかけ等、大勢で声を出すことは控えるように言っています。来賓についての招待はとりやめ、教育委員会及び市長部局も出席をしません。また、風邪症状等が見られる場合は出席させないようにし、参加者のマスク着用の徹底、会場についてはコロナウイルス感染防止対策も含めて設営するように依頼しています。寒い時期ではありますが、換気もするように指示しています。卒業式に関わらずその他の行事については、それぞれの学校で実施方法を検討して欲しいと言っています。また、コロナの対応については、状況等の変化を見ながら何かあれば改めて指示を出すこと、保護者の混乱を招かないように情報周知を丁寧におこなっていただきたいと指示を出しました。このような形で卒業式を実施することについてのご確認と、入学式の対応については後日別途連絡する旨を校長へ伝えていますが、卒業式から入学式まではひと月も経たないうちでの実施となるため、市教委事務局としては同様のラインでいきたいと考えています。昨年度は、卒業式はこの形でしたが、歌唱は実施したと思います。昨年度時点での国等からの通知文には、歌唱を控えることが記載されてはいなかったためです。今回の通知文には、大勢で声を出すことは控える旨を加えていま

す。今年度の入学式には教育委員会だけ出席しましたが、来年度の入学式では、教育委員会の出席も控えようかと市教委事務局では考えていますので、教育委員皆様のご意見をお聞きしたいと思っています。以上です。

正村教育長

見てのとおり、昨年よりも厳しい状況となっていますので、関係者の皆様には申し訳ありませんが、厳しい対応となっています。心苦しくはありますが、コロナウイルス感染拡大防止のためにこのような対応を考えています。入学式までに好転すれば少しでも通常のようにと考えていますが、もう少し様子を見るということで、入学式についての対応は学校に通知していない状況です。

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質疑がありますか。

溝尾委員

保護者の参加人数についても、1 mの間隔をとれるかどうか学校の判断となるのですか。

上田課長

保護者については原則参加であるので、規定の間隔をとっていただくこととしていますが、その間隔がとれないという報告は、学校から聞いていません。思誠小学校や新見第一中学校については、間隔を確保するために、おそらく在校生の参加が無くなってくるのではないかと考えています。それ以外の学校は、体育館でのスペースが十分にとれると聞いています。会場での間隔確保が原則であるため、状況によっては「保護者は1名で」という学校があるかもしれませんが、各学校の状況にお任せしている状況です。

溝尾委員

検温についても教えてください。

上田課長

この通知には記載していませんが、検温については、家庭でおこない記録したものを学校に持っていくことを基本としています。家庭での検温を忘れた場合には、学校で非接触式温度計により検温することとしています。

溝尾委員

保護者もそうするのですか。

上田課長

保護者についても、その取り扱いです。

溝尾委員

ありがとうございました。

長谷川委員

認定こども園についても、この流れになるのですか。

上田課長	小中学校における卒業式の方針についての情報提供はおこないませんが、認定こども園の方針についてもそろえるという話しは、現時点ではしていません。設置者の判断ということで、学校へ通知をしていますが、県立学校である高等学校や特別支援学校の卒業式については、同様の方針にしています。
長谷川委員	分かりました。
正村教育長	外に委員の皆様から何かご質問がありますか。
松井職務代理者	昨年度の卒業式も、様々な制約がある中で児童生徒の卒業にあたり、各学校で祝うという気持ちが十分に伝わるように工夫されていたと思います。今年度は、歌唱・呼びかけ等も控えるということになると、国歌や校歌の歌唱も無く、小学校ではみんなで分担しておこなっていた呼びかけも無くなり、在校生の出席も出来るかどうか分からないということで、どのような卒業式になるのか想像が出来ませんが、厳しい状況の中であるということは、卒業生も理解をしてくれるとは思いますが。各学校で出来ることの工夫をしあって、こういう状況だからこそこういう卒業式が出来たのだと、卒業生の心に残るような式にしてあげて欲しいと思っています。
上田課長	おっしゃったように、卒業式は学校にとって一番大きい行事だと各学校の先生方も認識しています。制限がある中での卒業式ですので、個別にはこういうことをしますという声は聞いています。歌唱についても、音楽や映像を流すことを考えられています。中学校においては、従来の送辞答辞という形が多いのですが、それは大勢での発声ではないため実施すると聞いています。いずれにしましても、子どもたちが旅立っていく卒業式という思い出について、学校の先生方もしっかりと受け止められて構築されると思っていますが、教育委員の皆様の見も踏まえて、校長先生方にお伝えしたいと思っています。ありがとうございました。
正村教育長	外に委員の皆様から何かご質疑がありますか。
各委員	(無しの声)
正村教育長	それでは、協第1号については承認といたします。 以上で議事は終了しました。
7 閉 会 正村教育長	1月定例教育委員会をこれで閉会します。

(閉会時刻)

長時間ありがとうございました。

(午後 4 時 2 5 分)